

鳥取県事務処理権限規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し等に伴い、事務処理権限の区分等について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 組織改正による改正

行財政改革局の新設その他の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 法令等の制定改廃等に伴う改正

地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の法令、条例等の制定改廃等に伴い所要の規定の整備を行う。

(3) 会計業務の見直し及び業務の集中化に伴う事務処理権限について、次のように見直す。

ア 集中化事務に係る支出命令の決裁権限の区分を次のように改める。

改正後		改正前	
集中化事務に係る支出命令		集中化事務に係る支出命令	
1 件1,000万円以上のもの	課長専決	1 件1,000万円以上のもの	課長専決
1 件1,000万円未満のもの		1 件1,000万円未満のもの	総括補佐専決
1 2 以外のもの	会計担当職員専決		
2 集中化事務に係る支出負担行為兼支出仕訳書により行う支払等のうち20 万円未満のもの	集中化業務決裁職員専決		

イ 本庁等における委託、役務及び賃借契約のうち予定価格が20万円以上のものに係る競争入札の執行又は随意契約による場合の見積書の徴取に係る事務を庶務集中局集中業務課の個別専決事項とする。

(4) 組織及び人事管理に関する事務処理権限について、総合事務所長に対する旅行命令、休暇承認等の決裁権限の区分を次のように改める。

内 容	改正後	改正前
国内旅行の旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理		
5 日以上にわたり県外を旅行する場合に係るもの	副知事委任決裁	部長委任決裁
それ以外の場合に係るもの	総合事務所長委任決裁	総合事務所長委任決裁
休暇又は職務に専念する義務の免除の承認		
7 日以上にわたる場合等	副知事委任決裁	部長委任決裁
それ以外の場合に係るもの	総合事務所長委任決裁	総合事務所長委任決裁

(5) 福祉保健部の地方機関における事務処理のうち法令の規定により保健所長が処理するものとされているもの以外の事務を総合事務所長の委任決裁事項とする。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 関係規則の改正

次に掲げる規則について、(5)に伴う改正その他所要の規定の整備を行う。

ア 医師法施行細則

イ 歯科医師法施行細則

ウ 保健師助産師看護師法施行細則

エ 麻薬及び向精神薬取締法施行細則

オ 薬剤師法施行細則

カ 毒物及び劇物取締法施行細則

キ 栄養師法施行細則

ク 健康増進法施行細則

ケ 鳥取県建設工事執行規則

コ 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則

(8) 施行期日は、平成20年6月1日とする(3)のイを除き、同年4月1日とする。